

## 車いす同乗軽自動車貸出事業のご案内

### ○車いす同乗軽自動車貸出事業とは？

市内に住所を有する、寝たきり又は重度の障害により移動、歩行が困難な高齢者、障がい者とその家族に福祉車両の貸出を行う事業です。

### ○対象者は？

南相馬市に住民票がある移動・歩行が困難な高齢者、障がい者とその介護者（家族以外も可）。申請は各区役所で行い、その際にご利用者の身体状況をお聞きします。※必ずしも障害者認定、介護認定が必要ではありませんのでご相談ください。

### ○サービスの内容は？

月4回まで車椅子用の軽ワゴン車両を貸出します（**ホンダ Nbox:乗降操作電動リモコン**）。運転手はつきませんので、ご家族又は知人の方が運転していただく事になります。  
（※申請時に印鑑、免許証を持参。運転経験3年未満、21歳未満の方への貸出はできません）

### ○利用目的の範囲について

通院、買い物、外食等にご利用可能ですが、遊技場や酒場など本事業の主旨にそぐわない利用はできません（パチンコ、競馬、居酒屋等は×）。

又、必要と認められる場合は目的地が市外でも貸出いたします。（隣県の近隣市町村も場合により利用可能ですが高速道路を利用した遠方への走行はできません。）

※例：一般道で丸森町の親戚宅へ等→○。常磐道経由で石巻市の親戚宅へ等→×）

### ○利用時間について

土日をまたいだ利用も可能ですが、必ず平日

8：30～17：00までの間に貸出受付・返却をしてください。年末年始は貸出・返却の受付をいたしません。

### ○利用料金について

利用料金は無料となります。

※有料道路・駐車場料金は自己負担ください。また目的地が遠方の場合、距離により燃料代のご負担を頂く場合があります

### ◎市がNPO法人はらまちひばりへ委託している事業です

24-4123（原町区北町522番地）

初めての方は市役所で利用登録の申請を受付し、決定後実際の車両の貸出や次回以降の貸出予約はこちらで行います。お間違えの無いようお願い合わせください。



#### 1. 車いす同乗軽自動車貸出事業の相談・申請（初回登録）各区役所へ

申請される方の身体状況をお聞きして申請書と誓約書記入※印鑑と免許証をご持参ください。  
台帳利用登録→車両のスケジュールを確認・調整後に、利用の決定通知を送付いたします。  
決定には数日の日数を要するため、申請当日のご利用はできかねますのでご了承ください。

2. 貸出・次回以降の利用予約（月4回まで利用できます）原町区北町の「はらまちひばり」にて  
※平日8：30～17：00までの間に車両貸出。（土日利用も可能）

3. 返却（原則2日以内をお願いします。※ただし連休を挟む曜日等の場合は7日以内で）  
平日8：30～17：00までの間に車両返却。

#### 【利用申請（初回登録）】

南相馬市役所長寿福祉課 原町区本町二丁目27 **24-5239**又は各区役所へ

#### 【車両貸出の窓口・管理運営】

NPO法人はらまちひばり 原町区北町522番地（フレスコキクチ北町店隣） **TEL24-4123**